

地震への備えは万全ですか？

世界的な地震多発地帯に位置するわが国は、過去にたびたび強い地震に見舞われてきました。昨年10月23日に発生し、今もなお避難生活を送っている方がいる「新潟県中越地震」は記憶に新しい大災害です。

そして、今年は戦後最大の地震被害をもたらした「阪神・淡路大震災」発生から10年を迎えます。これら大災害の惨禍を風化させることなく再び繰り返さないために、埼玉県では建築物の地震対策を推進しています。

我が家の耐震性をチェックしてみましょう

「阪神・淡路大震災」や「新潟県中越地震」では、現行の耐震基準（昭和56年）以前の建築物に大きな被害が発生しました。

大切な家族と財産を守るには、建築物が地震に耐えられるかの調査（耐震診断）を行い、さらに必要により補強（改修）をすることが必要です。

市建築課では、「やってみよう！我が家の耐震診断」（在来工法の木造住宅を対象）のパンフレットを配布し



耐震診断パンフレット

ていますので、ご自宅が地震に対して安全かどうか、ぜひ皆さんのご自宅の耐震性をチェックしましょう！（※昭和56年以前に建築した日本瓦屋根の木造住宅にお住まいの方には、特にお勧めします）

また、市では生涯学習まちづくり出前講座のメニューとして、「あつ、地震だ。わたしの家はだいじょうぶ？」という講座を用意しています。内容は、耐震診断等についての説明などです。町会や団体等5人以上でお誘い合わせのうえ、お申し込みされてはいかがでしょうか。

応急危険度判定活動をご存じですか？

地震発生後の二次災害の防止応急危険度判定活動について

大地震が発生すると、多くの場合余震が見られ、ときに本震と同規模の余震も発生することもあります。応急危険度判定活動は、大地震で被災した建築物について、その後の余震などから生じる二次災害を防止するために危険性を表示する制度です。

参考過去に実施された主な応急危険度判定活動

地震名称	判定棟数(棟)
兵庫県南部地震	46,610
鹿児島県薩摩地方を震源とする地震	2,048
鳥取県西部地震	4,080
平成13年芸予地震	1,763

※新潟県中越地震では、約3万3000棟の判定が行われました。

建築士の皆さん 応急危険判定士になってみませんか

昨年の「新潟県中越地震」関連の報道で、応急危険度判定士の活躍が放送されていたのは記憶に新しいところです。

応急危険度判定士は、建築士の資格者で県知事から認定を受けた方に与えられます。

市内在住の1級、2級、木造建築士の方で、また応急危険度判定士の資格を持っていない方は、応急危険度判定養成講習に参加し、認定を受けてみてはいかがでしょうか。

ご自分の資格を社会貢献に役立てるチャンスです。

建築課 ☎ 468

市民税 県民税 の 税制が変わります！

平成16年度税制改正に伴い、個人の市民税・県民税が一部変わります。改正点の中から、最も皆さんに関わりの深いものを取り上げました。

市民税課 ☎ 206

市民税・県民税 配偶者特別控除額等早見表

妻の年間給与収入金額(1月～12月)	平成16年度(改正前)			平成17年度(改正後)			
	配偶者特別控除額	配偶者控除額	控除合計額	配偶者特別控除額	配偶者控除額	控除合計額	
75万円未満	33万円	33万円	66万円	平成17年度より配偶者特別控除の上乗せ部分が廃止になりました。	33万円	33万円	
75万円～80万円未満	28万円	33万円	61万円		33万円	33万円	
80万円～85万円未満	23万円	33万円	56万円		33万円	33万円	
85万円～90万円未満	18万円	33万円	51万円		33万円	33万円	
90万円～95万円未満	13万円	33万円	46万円		33万円	33万円	
95万円～100万円未満	8万円	33万円	41万円		33万円	33万円	
100万円～103万円未満	3万円	33万円	36万円		33万円	33万円	
103万円	0円	33万円	33万円		—	33万円	33万円
103万円超え～110万円未満	33万円	—	33万円		33万円	—	33万円
110万円～115万円未満	31万円	—	31万円		31万円	—	31万円
115万円～120万円未満	26万円	—	26万円	26万円	—	26万円	
120万円～125万円未満	21万円	—	21万円	21万円	—	21万円	
125万円～130万円未満	16万円	—	16万円	16万円	—	16万円	
130万円～135万円未満	11万円	—	11万円	11万円	—	11万円	
135万円～140万円未満	6万円	—	6万円	6万円	—	6万円	
140万円～141万円未満	3万円	—	3万円	3万円	—	3万円	
141万円以上	—	—	—	—	—	—	

平成17年度課税適用分

1 均等割の改正

- (1) 従来、市(区)町村の人口により、人口段階別に均等割の税率が定められていましたが、これを廃止し均等割の税率が統一されました。
年額3,500円 ⇒ 年額4,000円(平成16年度課税分から適用)
- (2) 納税義務を負う夫と生計を一つにする一定の所得がある妻で、夫と同じ市内に住所を有する者に対する均等割の非課税措置が、段階的に廃止されます。

妻の均等割額 平成17年度は、年額2,000円
平成18年度からは、年額4,000円となります。

2 配偶者特別控除の一部廃止

例えば、夫は妻の収入金額に応じて左表のように、「配偶者控除」と「配偶者特別控除」を受けることができたが、平成17年度からは給与収入金額103万円以下の場合の配偶者特別控除が廃止されます。

3 個人の土地・建物等の譲渡所得に係る税率の引き下げ

- (1) 一般の長期譲渡所得
(改正前) (改正後)
税率6パーセント ⇒ 税率5パーセント(税率の引下げにより100万円特別控除は廃止されます)
- (2) 優良住宅地の造成等のために譲渡した場合の軽減税率の特例
(公有地の確保、優良な住宅供給、優良建築物の建設等)
(改正前) (改正後)
税率5パーセント(4,000万円以下の部分) ⇒ 税率4パーセント(2,000万円以下の部分)
税率6パーセント(4,000万円超えの部分) ⇒ 税率5パーセント(2,000万円超えの部分)
- (3) 短期譲渡所得
(改正前) (改正後)
税率12パーセント、または全額総合課税をした場合の上積税額の110%相当額のいずれか多い方の税額。ただし、国等に対する譲渡の場合は税率6パーセント、または全額総合課税をした場合の上積税額のいずれか多い方の税額 ⇒ 税率一律9パーセント
ただし、国等に対する譲渡の場合は税率一律5パーセント

平成18年度課税適用分

1 高齢者控除の廃止

平成17年度までは、12月31日現在で65歳以上であり、合計所得金額が1,000万円以下であれば48万円の高齢者控除を受けることができましたが、平成18年度から高齢者控除は廃止となります。